

令和6年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第9号から議案第12号までの4件について、審査の経過と結果をご報告致します。

まず、『議案第9号、筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』について、ご報告致します。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正内容は、電磁的記録媒体について文言の適正化を行うもの及び掲示の義務付けについてインターネットによる公衆閲覧を加えるもので、既に対応済み及び対応可能な内容となっているとの説明がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第10号、筑紫野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定』について、ご報告致します。

本件は、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額を定めるため、条例の一部を改正するもので、基準額は、前回の年額と比較し、1,800円の増額となる6万7,200円と設定している、との説明がありました。

委員会では、低所得の所得段階における介護保険料は下がっていて、それ以外の所得段階は上がっているが、どう考えているか、また、災害に被災した時の減免措置などのセーフティネットはあるのか、との質疑があり、執行部か

らは、介護保険料が上がっている所得段階のセーフティネットの対応については難しいところがあるが、個別の相談等があれば対応していききたい、また、災害や生計を維持する世帯主の失業、死亡による減免、所得段階が第2，3段階については、要件により低い額への減額措置がある、との答弁がありました。

討論では、一委員から、高齢者の負担が厳しくなっていくことが予測でき、これについては改善できる部分もあると考えるので、今回の改正は容認できないことから反対を表明する、との反対討論がありました。

採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第11号、筑紫野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定』について、ご報告致します。

本件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進、医療と介護の連携の推進であります。

委員会では、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が増えている理由は何か、との質疑があり、今後増加する高齢者への対応や居宅介護支援事業者の経営的な安定化が目的となる、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第12号、阿志岐山城跡保存活用計画策定委員会設置条例の制定』について、ご報告致します。

本件は、国史跡である阿志岐山城跡について、将来にわたって適切に保存・管理していくために、史跡の有する本質的な価値を詳らかにし、保存・管理の基本方針、その方法、現状変更等の取扱い基準を定めるための保存活用計画の策定が必要であり、その策定にあたって、必要な調査・審議を行うための専門委員会を設置するものであり、10人以内の委員で構成し、任期は2年となる、との説明がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第17号、令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告致します。

本件は、歳入歳出をそれぞれ1億4,236万4千円増額し、歳入歳出予算総額を75億9,496万1千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出については、訪問型サービス、通所型サービスの年間利用見込み件数の増加及び高額介護サービス費に係る利用者見込み件数の増加による給付費の増額によるものであり、歳入については、給付費増額に対する国の負担金、40歳から64歳までの保険料にあたる支払基金交付金負担金の増額分を計上するものである、との説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和6年 第2回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第26号及び議案第27号について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第26号 令和6年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、奨学資金の貸与が主な内容で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ643万円とするものです。

委員会では、給付型奨学金は考えられないのか、との質疑があり、執行部からは、貸与の現状、国、県の動向等を踏まえながら、必要性について検討していきたい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第27号 令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、介護サービスの給付事業が主なもので、歳入歳出予算の総額を、75億6,228万円とするものです。

歳出の主な内訳は、保険給付費が89.6%、地域支援事業費が7.3%であり、歳入の主な内訳は、65歳以上及び40歳から64歳までの介護保険料が約50%、残り約50%が国、県、市の負担となる、との説

明がありました。

委員会では、介護認定審査会費が減額となった理由は何か、との質疑があり、執行部からは、介護認定審査会は筑紫地区五市で共同運営しており、オンライン会議の推進、資料の電子化等による経費節減により負担金の減額が見込まれるためである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。